

企 画 競 争 公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 7 年 5 月 1 4 日

全国健康保険協会岡山支部
支部長 國定 剛

1. 企画競争に付する事項

令和 7 年度 健活企業に対する食事・栄養セミナー業務委託

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 認証について少なくとも 1 つを取得していること。いずれも取得していない場合は、個人情報保護について、それらに準ずる規程等を定めるとともに、秘密保持等のための管理体制を整備していること。

3. 契約候補者の選定

企画競争説明書及び仕様書に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4. 企画競争説明書等を交付する日時及び場所

- (1) 日時：令和 7 年 5 月 14 日（水）から令和 7 年 6 月 4 日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く
平日 8 時 30 分から 17 時 00 分まで
- (2) 場所：岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 1 号館 8 階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ 担当：小野
電話 086-803-5781 なお、希望者には、郵送による交付も行うので申し出ること。

5. 企画書募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付先（仕様内容等）全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ 担当：林
（参加資格等）全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ 担当：小野
FAX 086-803-5750（共通）
- (2) 受付期間 令和 7 年 5 月 26 日（月）15 時 00 分まで
- (3) 回答 令和 7 年 5 月 28 日（水）までに回答する。
- (4) 提出方法 FAX（A4、任意様式）で受け付ける。

6. 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和 7 年 6 月 4 日（水）17 時 00 分
- (2) 提出先 岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 1 号館 8 階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ 担当：小野
- (3) 提出方法 直接提出（持参）又は郵送とする。（提出期限必着）

7. 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画内容等の説明を求めるために実施する。

- (1) 開催日時 令和 7 年 6 月 10 日（火）13 時 30 分開始予定
- (2) 開催場所 全国健康保険協会岡山支部 会議室

(3) 実施方法 対面またはオンライン

※なお、応募者多数と判断した場合は、一次審査として書面審査を行い、企画提案会参加者を決定するものとし、書面審査を行った場合は結果を令和7年6月6日(金)17時00分までにメールもしくはFAXにて連絡する。企画提案会参加者については、開始時間等も含めての連絡とする。

8. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

9. その他

詳細は企画競争説明書による。

【参考】全国健康保険協会会計細則(抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第30条 総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。